

京 都 大 学 危 機 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (雑則)                      第 1 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p>	<p>(雑則)                      第 1 3 条 <u>防火及び防災の管理その他</u>この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。                      附 則                      1 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。                      2 京都大学防火規程 (昭和 4 3 年達示第 9 号) は、廃止する。</p>